

「文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討」に対する要望書 特定非営利活動法人 舞台芸術制作者オープンネットワーク (ON-PAM)

平成 29 年 11 月

現在、文化芸術基本法の成立を背景に進められている「文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討」に対し、特定非営利活動法人 舞台芸術制作者オープンネットワーク (以下、ON-PAM) より要望書をとりまとめました。

ON-PAM は舞台芸術に関わるアーティストと観客をつなぐ制作者、研究者、中間支援組織、批評家などによる、ヒエラルキーを持たない、オープンな会員制のネットワークです。

創造団体や各種統括団体とは違う立場、且つ、全国(※1)に会員を持つ、新しい「アートマネジメントの専門家と、その専門性を認知する人々によるネットワーク団体」の立場より、以下の要望書をお送りいたします。何卒ご高覧賜りたくよろしくお願い申し上げます。

※1 1都1道2府19県の他、海外を拠点とする会員が参加(2017年10月現在)。

各地の専門的リーダーシップによるネットワークが 面としてイノベーションを興す

- 【1】専門人材確保のためのキャリアパス整備により、専門職としての認知を。「戦略4・5]
- (1)義務教育課程における演劇教育の導入。国公立大学への舞台芸術学科の設置。
- (2) アートマネジメント・文化政策の専門人材を育成する体系的なカリキュラムの構築。
- (3)「現場での数年間の実務経験」に相当する、認定・推薦制度の導入。
- (4) 制作者のための学びの機会(現場経験以外の専門的知識・理論の補強)の拡充。
- (5) 自治体へのアートマネジメント人材、文化政策の専門家の配置。
- (6) 非正規雇用者や有期雇用者の待遇改善により、「フリー」のアートマネジメント人材が長期的な人生設計を考えられるようにすること。
- 【2】対話型の国際文化交流の促進を。[戦略2]
- 【3】日本版アーツカウンシルの機能強化を。[戦略 6]
- 【4】文化芸術団体の活動の実態に即した、無駄のない助成制度を。
- (1) 自己負担金を前提とした、赤字補填からの脱却を。
- (2) 企画制作・アートマネジメントに携わる専門家の企画制作料を創造活動経費に。
- (3) 年度の制限による損失解消と、一年を通してバランスの取れた文化芸術活動を。
- (4)公演回数 (実績要件) に頼らない評価基準の確立。
- (5) 地域間の共同制作の推進や創造拠点の地域分散化のための制度改善。
- 【5】「文化芸術立国」を体現する文化予算と、専門人材による文化政策を。



【1】専門人材確保のためのキャリアパス整備により、専門職としての認知を。[戦略4・5]

平成24年に成立した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)」の第十三条には、「劇場・音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者の養成・確保」と「劇場・音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場・音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること」が明記されている。

しかし、現状では、「大学・大学院のアートマネジメントについてのカリキュラムと、現場での 数年間の実務経験を必要とする劇場・音楽堂の求人とのミスマッチ」や「指定管理者制度の指定管 理期間を要因とする、有期雇用や雇い止め」等、文化芸術の分野で働くことを志す者や専門的能力 を有する劇場・音楽堂等の職員が長期的な人生設計を描きにくい構造が変わらず存在しており、人 材確保の壁になっている状況がある。

複製技術や放送技術を用いない舞台芸術は、産業としてみれば効率化が困難な業種であり、産業全体の工業化・IT 化が進展するほど、他産業に比して相対的にコストが上昇することになり、当事者の過重労働によってかろうじて一定の質が保たれているのが現状である(※2)。現実に、舞台芸術制作者は、拘束時間の長さに加え、専門職としての認知が十分なされていないために、学芸員や舞台芸術の技術スタッフと比べても相対的に報酬が低く、二〇代と三〇代の間の離職率も高い(※3)。ここ数年、複数の公共劇場が労働基準監督署の調査を受ける等、劇場・音楽堂における長時間労働が問題にもなっているが、既に人材が足りていない状況のままで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックとその文化プログラムに向けて進んで行くのは危険だと言わざるをえない(劇場・音楽堂等活性化事業の「特別支援事業」の実績要件では、事業数や利用者数には数値の目安が記載されているが、専門人材の配置についてはそれに応じた人員数の目安の記載はない)。

一方、デジタル化が進展する社会の中で「言語と身体によるコミュニケーション」や「人々が集まり共有する時間と空間」を表現として扱う舞台芸術の価値は大きく、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業といった関連分野に付加価値を生み出すための「基礎研究」としての役割を持つ、成長の可能性を秘めた数少ないフロンティアであるとも言える。

キャリアパス整備によって「専門職としての認知」が高まることで、専門人材の流入・定着も期待される。オリンピック・パラリンピックの文化プログラムに限らず、2020年以降も舞台芸術が持続・発展可能となる土台形成のため、専門人材確保に関し、以下の項目の検討を要望する。

- (1) 義務教育課程における演劇教育の導入。国公立大学への舞台芸術学科の設置。
- (2) アートマネジメント・文化政策の専門人材を育成する体系的なカリキュラムの構築。
- (3)「現場での数年間の実務経験」に相当する、認定・推薦制度の導入。
- (4) 制作者のための学びの機会(現場経験以外の専門的知識・理論の補強)の拡充。
- (5) 自治体へのアートマネジメント人材、文化政策の専門家の配置。
- (6) 非正規雇用者や有期雇用者の待遇改善により、「フリー」のアートマネジメント人材が長期的な人生設計を考えられるようにすること。

※2 ウィリアム・J・ボウモル、ウィリアム・G・ボウエン著『舞台芸術: 芸術と経済のジレンマ』池上 惇、渡辺守章監訳、芸団協出版部、一九九四年(原著一九六六年)。

※3 「舞台芸術のアートマネジメント専門人材の人材育成と労働環境を考えるシンポジウム」事業報告書 (文化庁委託事業・平成28年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業)

http://www.explat.org/research/Explat_research_2016.pdf



【2】対話型の国際文化交流の促進を。[戦略2]

文化芸術推進基本計画(第1期)の戦略2として掲げられている「国際文化交流・協力の推進と 文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献」の「(1)基本的な方向性」の中で、 舞台芸術分野での取り組みの記載がないが、美術分野同様、芸術祭の開催や劇場・音楽堂、専門家 のネットワーク形成や海外公演の支援が必要である。

特に、専門家のネットワークについては、世界の最新の動向を共有し、舞台芸術分野の展望が議論されるような専門家の国際会議に、他の東アジアの国や地域と比して、日本からの参加者が少ないことが課題として挙げられる。例えばニューヨークに拠点を置く舞台芸術専門家のネットワーク組織である ISPA [International Society for the Performing Arts](※4)の 2017 年総会(2017 年 1 月開催)の参加者 560 人のうち中国 17 人・香港 9 人・台湾 11 人・韓国 9 人に対して、日本からの参加者は 0 人であった。

このような専門家による対話型の国際会議は、舞台芸術業界におけるいわばマーケティングの機会であり、戦略的に日本の舞台芸術のプレゼンスを上げるためにも、海外の専門家が集まる主要なプラットフォームへの日本の関係者の派遣は急務ともいえる。そのためには、グローバルに活躍する専門人材の育成を基本的な施策に盛り込むこと、同時に専門家の国際会議およびプラットフォームへの参加の増加率を戦略2の評価指標となるよう検討を要望する。

※4 国際交流基金 Performing Arts Network Japan 内の ISPA 紹介記事 http://www.performingarts.jp/J/society/0611/1.html

【3】日本版アーツカウンシルの機能強化を。[戦略6]

文化庁が作成した「文化芸術政策に係るその他の主な長期的課題について」でも挙げられているように、より適切かつ効果的に助成事業を進めるために、項目【4】で触れる助成制度の柔軟な運用だけでなく、独立行政法人日本芸術文化振興会の機能強化が求められる。日本版アーツカウンシルには、日本社会における文化芸術活動のあり方について、国際比較も含めた、より良いあり方を希求し、助成制度そのものも革新していく取り組みを期待したい。

「劇場・音楽堂等活性化事業」の移管に際しては、初年度、同事業専任のPD、POが配置されない問題についても対策が必要である。劇場・音楽堂等の事業は、公演の分野も多岐にわたり、その活動も公演事業以外に人材育成・教育普及・社会包摂等、広範囲にわたる。適切な助言や審査を行うために、劇場・音楽堂等の事業特性に精通した、専任のPD、POの配置が強く望まれる。

また、近年地方公共団体の後押しもあって、地域分散化がいくらかは進行してはいるものの、舞台芸術に関して、基本的人権としての文化芸術を享受する権利が多くの地域で保証されているとは言いがたい。首都圏と地域の格差是正のために、日本芸術文化振興会と地域版アーツカウンシルとの連携を強化し、各地域の文化芸術団体に対し、公演事業だけでなく団体の運営面について、助成年度を通して継続的に助言する仕組みの構築、相談や情報を得やすい環境の整備を要望する。「文化芸術推進基本計画(第1期)に係る基本的な考え方について(案)」に盛り込まれている、「文化芸術団体や文化施設等が(中略)経営力、企画力、コンプライアンス対応等のマネジメント力を強化する(後略)」という目標を達成するために、今後振興会が果たすべき役割は大きいと考えられる。



【4】文化芸術団体の活動の実態に即した、無駄のない助成制度を。

現在の助成制度の中には、その規定や設計が文化芸術団体の活動の実態や舞台芸術界の現状に即しておらず、効果的ではないと思われる箇所が見られる。

2020年以降も文化芸術・文化芸術団体が持続的に発展できる可能性を広げるため、以下の5項目について、助成制度の検討・改善を要望する。

(1) 自己負担金を前提とした、赤字補填からの脱却を。

日本芸術文化振興会による助成制度の中で「舞台芸術創造活動活性化事業(旧:トップレベルの舞台芸術創造事業)」については、創造活動経費支援型・入場料収入連動型が導入されているが、芸術文化振興基金による助成「舞台芸術等の創造普及活動」については変わらず、助成額は「助成対象経費の2分の1以内、かつ、自己負担金と同額以下の額」と文化芸術団体による自己負担金が前提とされており、文化芸術団体の赤字が積み上がる構造になっている。

このことは、文化芸術団体の基盤を弱くするだけでなく、「舞台芸術創造活動活性化事業」との 比較において、実力に応じた適切な競争以上に助成団体間の格差を広げる要因となりかねない。助 成対象事業において赤字が生まれることを前提とする現在の仕組みは、興行という面から考えても 健全な状態とは言えず、赤字補填の全面的な見直しを要望する。

(2) 企画制作・アートマネジメントに携わる専門家の企画制作料を創造活動経費に。

「舞台芸術創造活動活性化事業(旧:トップレベルの舞台芸術創造事業)」において、平成28年度助成対象活動の募集より「法人格を有する団体」のみが助成の対象となる等、文化芸術団体の管理運営の適正化への要求は年々高くなっているが、それにもかかわらず制作者・プロデューサーといった企画制作・アートマネジメントに携わる専門家の人件費は対象経費として認められておらず、その金銭的・人的負担を各文化芸術団体が抱える形となっており、現場の制作者・プロデューサーが公演事業以外の運営資金の調達や書類作成業務に追われ疲弊する等、文化芸術活動に専念できない状況がある。

出演料・脚本料・演出料・舞台監督料の他、舞台美術・照明・音響・衣装といった各部署のプラン・デザイン料及び、スタッフ費が対象経費とされており、且つ「舞台芸術等の創造普及活動」では認められている、企画制作・アートマネジメントに携わる専門家の人件費(企画制作料)が認められていないのは、文化芸術団体の現状から考えて明らかに不合理であり、文化芸術団体の運営や安定性に与える影響、その活動の波及効果の点などからも、現在対象外となっている「職員給与」とは分け、考慮されるべきである。

文化芸術基本法で新たに記載された「文化芸術団体の役割」では、文化芸術活動の充実の他に、「文化芸術の継承、発展及び創造」について積極的な役割を果たすことが求められているが、企画制作・アートマネジメントに携わる専門家の専門的職能を認めることは、この点においても、重要だと考えられる。

(3) 年度の制限による損失解消と、一年を通してバランスの取れた文化芸術活動を。

現在の助成制度では、その対象が「4月1日から翌年3月31日まで」となっており、年度の切れ目が週を跨いでいる場合等に「より多くの集客が期待される週末の公演」を実施できない場合がある。このことは、文化芸術団体側の収入減だけでなく、観客側の鑑賞機会減にも繋がっており、複



製が困難で時間と場所の制約がある舞台芸術界にとって重大な損失となっている。

また、春の時期に公演を行う場合、助成の確定が直前となることだけでなく、前年度中の創造部分に対する経費や内定前の経費が認められない事例があり、劇場・音楽堂や文化芸術団体において、春の期間の公演事業実施が年々難しくなり、秋の期間などに集中する傾向が見られる。

文化芸術基本法の基本理念では、文化芸術に関する施策の推進に当たって、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が求められているが、我が国の気候において最も穏やかな季節であり、大型連休も含む春の時期に公演事業が計画しにくい現状は、他分野との連携の面でも見過ごせない足枷であり、社会的な損失も大きいと考えられる。

上記の状況を改善するためにも、創造・創作の期間を必要とする文化芸術活動の実態に即していない、前年度の経費や内定前の経費が対象とされていない点は、速やかな改善が望まれる。また、状況や事業に応じて「翌年度の1週目までを、事業の対象期間とする」「翌々年度の事業申請が可能な枠を設ける」「助成の公募を年に2度にする(翌年4月~9月の事業については、4月に公募し10月には助成結果を発表する等)」といった柔軟な助成制度の検討を要望する。

このことは、秋に公演事業・イベントが集中して集客を奪い合うという状況の改善にも繋がり、 投下資本の効率的使用によって受益者を増やす効果も期待できる。

(4)公演回数(実績要件)に頼らない評価基準の確立。

「舞台芸術創造活動活性化事業(旧:トップレベルの舞台芸術創造事業)」では、最近3か年における自ら主催する国内の有料公演の開催実績が求められており、「舞踊・演劇(公演事業支援)・伝統芸能・大衆芸能」では毎年2公演の自主公演、「演劇(年間活動支援)」では毎年3公演の自主公演が必要とされている。

同様に「舞台芸術等の創造普及活動」でも、最近3か年において1回以上の自ら主催する国内の 有料公演が求められているが、一律に公演回数を基準としていることで文化芸術団体の活動の実態 と乖離し、下記のような事例において、その波及効果を狭めたり、助成に値する文化芸術団体や公 演事業が制度から漏れていたりすると考えられる。このことは結果的に、その成果を享受する観客 に対してもマイナスであり、目的に応じた評価基準の検討・確立が求められる。

・団体やアーティストのターニングポイントにおける活動の空白期間。

「最近3か年」とされている現在の実績要件では、過去に助成を受けたことのある団体や継続的に助成を受けている団体でも、一度その活動に空白期間が生じてしまうと実績要件を満たすのが困難となってしまう現状がある。これは、病気やケガ、出産、育児、介護といったライフイベントのみならず、文化芸術団体の中心メンバーが「新進芸術家の海外研修」等で長期間公演活動を離れた場合にも当てはまり、多くの優れたアーティスト・文化芸術団体が制度から漏れてしまっていると考えられる。

・実績要件の数え方に合致しない多様な活動。

二本立て、三本立てといった複数演目による企画は、観客が連続して鑑賞することによる、より 充実した鑑賞体験の提供だけでなく、文化芸術団体側においても、複数の作品の公演期間をまとめ ることによってある一定の経費削減になる等、単独での上演に比べて様々な効果が期待されるが、 実績要件としては1公演の扱いとなる。また、作品創作のペースや興行規模等により「年に一回の



み、公演・興行を実施する文化芸術団体」は、その活動がどれだけ優れ、国際的な評価を得ていた としても、実績要件としては満たない形となる。

・ツアー(多地域公演)、海外公演の機会損失。

「演劇(年間活動支援)」では毎年3公演の「国内の」継続的な自主公演が求められているが、 創作期間等を考慮すると、実績要件により、一つの作品で数ヶ月にわたるツアー(多地域公演)や 海外公演・海外ツアーを企画するハードルが高くなっていると言わざるをえない。優れた文化芸術 団体・公演事業が各地を巡回する機会が制度により抑制されているのは、文化芸術の受益者の目線 から見ても、地域間格差を広げる要因となりかねない。

また、文化芸術基本法の基本理念では「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない」とあり、優れた作品・文化芸術団体が海外での公演機会を計画しやすくなるよう、改善が必要であると考えられる。尚、特に海外公演については、自主公演に限らない実績の記載・評価判定の基準が求められる。

(5) 地域間の共同制作の推進や創造拠点の地域分散化のための制度改善。

地域間格差の是正に関する記載は、旧法・文化芸術振興基本法の頃より「国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」とあり、劇場・音楽堂、実演芸術団体を対象とした「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業(平成30年度概算要求では、劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業)」、地方公共団体を対象とした「文化芸術創造拠点形成事業」等の助成制度によって、地域に対する文化芸術の鑑賞機会の提供や環境整備が推し進められてきた。

文化庁の平成30年度概算要求では「地域活性化のためのマネジメント人材移住・定住促進事業」が新しく追加される等、「文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討」の目標・戦略で掲げられている「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」の形成に資すると考えられる助成制度も計画されている。

上記のように東京一極集中と地域間格差の是正を解消するための助成制度が徐々に整備されている中で、「舞台芸術創造活動活性化事業(旧:トップレベルの舞台芸術創造事業)」については、平成24年度に「芸術創造活動特別推進事業」が「トップレベルの舞台芸術創造事業」に移行した際に、それまで対象経費とされていた交通費や宿泊費が対象外とされている。

これは、赤字補填から、公演前日までの準備費用(創造活動経費)に対する支援へ移行したための措置だと思われるが、このことにより「文化芸術団体が自団体の活動拠点以外からアーティストを招いて実施する活動(地域間での俳優の客演・演出家を招いての滞在制作等)」が著しく困難になっている。東京を中心とする首都圏に文化芸術団体やアーティストが集中している現状から考えると、交通費や宿泊費が対象経費とされないことは、首都圏以外を拠点とする文化芸術団体の負担が大きくなる可能性が高く、地域間の格差を広げかねない。活動拠点以外からアーティストを招いて実施する活動にかかる交通費や宿泊費については、明らかに創造活動部分に含まれる経費であり、地域間の共同制作や創造拠点の地域分散化等を促す点からも、改善を要望する。



【5】「文化芸術立国」を体現する文化予算と、専門人材による文化政策を。

文化庁予算は年々少しずつ増額してはいるが、文化庁 Web サイトの「諸外国の文化政策に関する調査研究」(※5)によると、各国の文化予算額の比較では調査7カ国の中で日本は最下位に位置している(2016年度)。また、文化予算が国家予算に占める割合としては、「0.10~0.11%」と2012年度から2016年度にかけてほぼ変わっておらず、我が国の政策・国家戦略において文化芸術の重要度が高まっているとは言えない状況がある。

一方で、2010年に「文化予算の割合を 0.5%に」という呼びかけで社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)が実施した「もっと文化を!」キャンペーンでは、全国から 63万の署名が集まる等、文化芸術政策の充実・文化予算の拡充を求める声は以前より強く、今後、文化の祭典でもある 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、さらにその期待が高まっていくことは間違いないと言える。

同時に、平成27年に閣議決定された第4次基本方針では『我が国が目指す「文化芸術立国」の 姿』が示され、平成29年6月に改正された文化芸術基本法では、条文として新たに「文化芸術団 体の役割」が記載される等、文化芸術及び文化芸術団体へ求められるはたらきや役目・社会的な重 要度も大きくなっている。また、文化芸術基本法では、文化芸術そのものの範囲も「食文化等の生 活文化」や「パブリックアート」が追加、拡大されている。

文化庁の平成30年度概算要求額では、前年度比208億9200万円増の1251億6300万円となっているが、上記の状況の中で、文化芸術団体が遺憾なくその力を発揮し、「文化芸術立国」として世界からも認知されるべく、将来的には「国家予算に占める文化予算の割合:0.5%」を目標とし、まずは、2020年までに最低でも2000億円規模に「文化予算の倍増」を達成できるよう、具体的な数値目標を盛り込んだ文化予算の拡充を要望する。また、文化芸術の専門人材による文化政策実現のため、文化省の創設を強く希望する。

少子高齢化に伴う人口減少だけでなく、グローバル化の進行や格差拡大により、従来の「共通の目標・価値観」を前提としたコミュニティの維持や民主主義を支える自由闊達な議論が困難になりつかある現在の日本社会において、ひとりひとりが物事を丁寧に見つめなおし、自ら考え、お互いの違いを認め合いながら、自由に表現できる時間や空間をもつ「多様性の受容」や「公共的なスペースの共有」が最も重要であり、そのような機会や場を創り上げるのに最も適しているのは「文化芸術」である。こうした文化芸術の持つ社会的な役割の重要性・必要性を今一度強く認識し、日本社会の成熟・発展・継続のために必要な措置として、文化芸術に関する予算や政策がより一層充実していくことを強く望む。

※5 諸外国の文化政策に関する調査研究(文化庁委託事業) http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kaigai_seisaku.html

以上、【1】~【5】の各項目や、その他の文化芸術に関連する各種課題について、ON-PAMでは 今後も現場で活動する専門家の立場から、よりよい制度設計のため、更なる提言等を継続的に検 計・作成予定である。



【特定非営利活動法人 舞台芸術制作者オープンネットワーク「ON-PAM」とは】

ON-PAM は舞台芸術に関わるアーティストと観客をつなぐ制作者、研究者、中間支援組織、批評家などによる、ヒエラルキーを持たない、オープンな会員制のネットワークです。ON-PAM では、会員が社会的な立場や国籍、年齢などにとらわれず、一人の人間として主体的に参加でき、自由な議論を繰り広げる「風通しの良いネットワーク」を目指しています。

「風通しの良いネットワーク」とは、多様な価値観の間に生まれる差異や、それぞれの視点の違いを包括し、価値観や視点の異なる人々が共存し、共有することのできる複数性を包含するネットワークであり、公共的な場の形成を目指しています。あるひとつの共通目標を達成したり、政治的な合意形成のために同質性を高めることを目的とするのではなく、異なる背景や価値観を持つ人たちが集まる中で、価値観を共有し、関係を構築し、情報を交換することを目的としています。また、それぞれの考えや意見を建設的にぶつけ合うことで、新しい価値を生み出し、社会的イノベーションを引き起こす可能性を持っています。

同時に、「舞台芸術は社会全体の利益の増進に寄与する」という認識のもと、舞台芸術の社会的役割、公共性を常に模索し、同時に発信していくことを目的としています。例えば、舞台芸術は、リアルな身体を用いながら時間と空間をコントロールし、作り込まれた時空間を観客と共有することで、日常を生きる我々に強い衝撃を与え、価値観を揺り動かし、新たなビジョンを提示します。こうした「非日常」的な体験を与えることで、現代社会のある一面を鮮やかにすくい取り、顕在化させることができます。私たちはこのような舞台芸術のもつ社会的な価値を明確な言葉にし、社会へ向けて発信・共有し、アーティストと共にその価値をより一層高め、社会へ還元していくことを目指しています。

【会員】(2017年11月現在)

正会員:109 個人賛助会員:11 学生会員:11 団体会員:8

政策提言調査室:横山義志 奥野将徳 木元太郎 平松隆之 折田彩

鈴木拓 西山葉子 崎田雅俊 幸村和也 岸正人

事務局長:塚口麻里子



【運営組織】

理事長	橋本裕介 (KYOTO EXPERIMENT/ロームシアター京都)
副理事長	鈴木拓 (boxes Inc.)
	丸岡ひろみ(国際舞台芸術交流センター[PARC])
常務理事	塚口麻里子
理事	大平勝弘
	奥野将徳(ペーハー)
	小倉由佳子(ロームシアター京都)
	川口聡
	齋藤啓
	斎藤努
	相馬千秋 (NPO 法人芸術公社)
	中村茜(株式会社プリコグ/NPO 法人ドリフターズ・ インターナショナル)
	野村政之
	藤原顕太
	横堀ふみ(NPO 法人 Dance Box)
	横山義志 (SPAC-静岡県舞台芸術センター)
監事	若林朋子
	樋口貞幸
事務局	植村純子(劇団衛星/NPO 法人フリンジシアタープロジェクト)
	山浦日紗子(高知県立美術館)

特定非営利活動法人 舞台芸術制作者オープンネットワーク (ON-PAM) 〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 3-1-2-3F

> Tel: 03-5724-4660 Fax 03-5724-4661 info@onpam.net